

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会

第2回総務企画専門委員会



SAGA 2024 国 スポ
全障 スポ

新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。

日時 令和5年2月22日（水）15時30分

会場 大手口センタービル5階会議室

目 次

1 報告事項

- (1) 総務企画専門委員会委員の変更について P1
- (2) 競技別リハーサル大会の競技会期の決定及び国スポバスケットボール競技会期等の一部変更について P2, P3
- (3) SAGA2024 開催に向けた準備経過について P4～P7
- (4) 栃木国体視察報告について P8～P12

2 審議事項

- 【第1号議案】 SAGA2024 唐津市識別用品整備要項（案） P13, P14
- 【第2号議案】 SAGA2024 唐津市保険加入要項（案） P15～P18
- 【第3号議案】 SAGA2024 唐津市遺失物・拾得物取扱要項（案） P19～P34
- 【第4号議案】 SAGA2024 唐津市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案） P35
- 【第5号議案】 SAGA2024 唐津市案内所・休憩所設置運営要項（案） P36, P37
- 【第6号議案】 SAGA2024 唐津市売店設置運営要項（案） P38～P51

《参考資料》

- ・ SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則 P52～P57
- ・ SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員会への委任事項 P58
- ・ SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会規程 P59, P60
- ・ SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会総務企画専門委員会名簿 P61
- ・ SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画 P62～P65
- ・ SAGA2024 第78回国民スポーツ大会 競技会会期 P66
- ・ SAGA2024 唐津市協賛取扱要項 P67～72
- ・ SAGA2024 唐津市ボランティア募集要項 P73～P75

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
総務企画専門委員会委員の変更について

(順不同・敬称略)

令和 5 年 2 月 1 5 日現在

役職名	所属団体・役職名	新任者	前任者
副委員長	(公財) 唐津市スポーツ協会 事務局	有須田範弘	吉田 和文
委員	唐津地区校長会 会長	高木 俊実	藤原 寿朗
委員	唐松地区校長会 会長	江島 博文	坂本 康晴
委員	(一社) 唐津青年会議所 理事長	古舘 剛	熊本 茶月
委員	唐津市連合行政連絡員会 会長(※ 1)	—	安岡 一徳
委員	唐津地区行政連絡員会 会長 (※ 1)	安岡 一徳	—
委員	相知地区行政連絡員会 会長 (※ 1)	小野 史朗	—
委員	鎮西地区行政連絡員 代表 (※ 1)	坂口 充裕	—
委員	唐津市政策部市政戦略課 課長	森 耕平	牟田 茂典
委員	唐津市政策部広聴広報課 課長	石崎有希子	石橋 博規
委員	唐津市経済部からつブランド・ふるさと寄附推進課 課長	安岡 敏朗	—
委員	唐津市教育委員会学校教育課 課長	栗本 洋二	伊藤 春雄

(※ 1) 唐津市連合行政連絡員会が解散されたことに伴うもの。

競技別リハーサル大会の競技会会期の決定及び国スポバスケットボール競技会期等の一部変更について

◆国スポ競技別リハーサル大会会期

軟式野球	５月２０日（土）～２２日（月）	第４５回西日本軟式野球大会（１部）
ソフトテニス	７月２９日（土）～３０（日）	第６８回男子・第６７回女子全日本実業団ソフトテニス選手権大会
トライアスロン	９月１７日（日）	第６回全国高等学校トライアスロン選手権 波戸岬トライアスロン大会in唐津
セーリング	９月１６日（土）～１８日（月）	高松宮妃記念杯第６８回全日本実業団ヨット選手権大会 第２４回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 ２０２３年全日本セーリング選手権大会
バドミントン	１１月１６日（木）～１９日（日）	ＪＴＢバドミントンＳ／ＪリーグⅡ
バスケットボール	令和６年 ３月１５日（金）～１７日（日）	全九州高等学校バスケットボール選手権大会

◆全障スポ競技別リハーサル大会会期

バスケットボール（知的の部）	令和６年 ６月８日（土）～９日（日）	九州ブロック地区予選会
車いすバスケットボール		

競技別リハーサル大会の競技会会期の決定及び国スポバスケットボール競技会期等の一部変更について

◆国スポバスケットボール競技の競技会期等の一部変更について

【変更前】

種別	競技会場	競技 日数	2024年10月				
			10 (木)	11 (金)	12 (土)	13 (日)	14 (月)
成年男子 成年女子	唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	5	●	●	●	●	●
成年男子	佐賀県立唐津工業高等学校体育館	1		●			
成年女子	唐津市立浜玉中学校体育館	4	●	●	●	●	
少年男子	唐津市文化体育館	5	●	●	●	●	●
少年女子	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	5	●	●	●	●	●



【変更後】

種別	競技会場	競技 日数	2024年10月				
			10 (木)	11 (金)	12 (土)	13 (日)	14 (月)
成年男子 成年女子	唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	3	●	●	●	—	—
成年男子 成年女子	佐賀県立唐津工業高等学校体育館	3	●	●	●		
—	—	0	—	—	—	—	
成年男子 少年男子	唐津市文化体育館	5	●	●	●	●	●
成年女子 少年女子	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	5	●	●	●	●	●

SAGA2024 開催に向けた準備経過について

1 会議等の開催

(1) 総会

第4回総会（令和4年5月16日開催）

(2) 常任委員会

第2回常任委員会（令和4年5月16日開催）

(3) 専門委員会

第2回輸送交通専門委員会（令和5年2月20日開催予定）

第2回競技式典専門委員会（令和5年2月20日開催予定）

第2回宿泊衛生専門委員会（令和5年2月22日開催予定）

第2回総務企画専門委員会（令和5年2月22日開催予定）

2 開催準備業務の推進

(1) 佐賀県からの各種調査への対応

- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会競技用具整備計画（4次）調査
- ・ SAGA2024 競技役員等第4次編成調査
- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営経費調査（最終）
- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会競技日程・組合せ表（第1次案）の作成
- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会競技別実施要項（第1次案）の作成
- ・ SAGA2024 国民スポーツ大会競技会運営経費調査（第2次）
- ・ SAGA2024 国スポ競技会場地輸送調査（第2次）

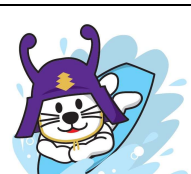
(2) 唐津市開催特殊競技会場設計業務

令和4年6月15日契約締結 契約期間：令和5年3月10日まで

3 広報活動について

(1) 標章等の活用による広報

SAGA2024 仕様の唐ワンくんの活用

バスケットボール バスケットボール (知)	セーリング	ソフトテニス	軟式野球	バドミントン
				
トライアスロン	車いすバスケットボール	綱引	スケートボード	滝登り
				
ユニカール	パラサーフィン	その他		
				

(2) 印刷物等による広報

啓発グッズ等を作製し、SAGA2024 国スポ・全障スポの周知及び機
運醸成

バックパネル	唐ワンくんパネル	ボランティア募集 ポスター／チラシ	シャープペンシル ／ボールペン	
				
マグネットシート	広報用チラシ	協賛募集チラシ	A 4 バッグ	のぼり旗
				
屋外タペストリー	帆布エコバッグ	横断幕		
				

(3) メディアによる広報

- ・ SAGA2024 唐津市実行委員会 H P、 S N S に情報等を掲載
- ・ チャンネルからつで P R 動画、新春特別番組の放送
- ・ 市報に P R 記事を毎号掲載（令和 4 年 4 月号から）

(4) イベントによる広報

- ・ 各種イベントと連携した情報発信

イベント名	実施日	実施場所	実施内容
パラスポーツ体験教室	令和 4 年 9 月 25 日（日）	北波多社会体育館	チラシ配布
体育の森公園 スポーツフェスタ	令和 4 年 10 月 9 日（日）	文化体育館	ブース出店 ノベルティ配布 競技体験
相知くんち	令和 4 年 10 月 15 日（土） 令和 4 年 10 月 16 日（日）	相知市民センター	ブース出店 ノベルティ配布
パラスポーツ大会	令和 4 年 10 月 16 日（日）	北波多社会体育館	チラシ配布
唐津くんち	令和 4 年 11 月 3 日（木） 令和 4 年 11 月 4 日（金）	唐津市役所玄関前	チラシ配布 ノベルティ配布
肥前いろは祭	令和 4 年 11 月 13 日（日）	肥前市民センター	ブース出店 ノベルティ配布 競技体験
唐津市さわやか スポレク祭	令和 4 年 11 月 13 日（日）	文化体育館	ブース出店 ノベルティ配布 競技体験
3×3 U-18 日本選手権 西日本エリア大会	令和 4 年 11 月 19 日（土）	都市コミュニティセンター	チラシ配布
佐賀県 バスケットボール フェスティバル	令和 4 年 11 月 20 日（日）	吉野ヶ里文化体育館	チラシ配布
唐津市 バドミントン選手権 ダブルス総合	令和 5 年 1 月 9 日（月）	文化体育館	チラシ配布

・「学校訪問 2024」の実施

学校名	実施日	対象（学年等）	実施内容
北波多中学校	令和 4 年 5 月 23 日（月）	2 年生（42 人）	車いすバスケットボール
唐津東中学校	令和 4 年 5 月 27 日（金）	3 年生（120 人）	車いすバスケットボール
浜玉中学校	令和 4 年 6 月 8 日（水）	2 年生（125 人）	ボッチャ 車いす試乗

外町小学校	令和4年6月10日(金)	5年生(57人)	ボッチャ
伊岐佐小学校	令和4年6月12日(日)	全校(29人)	車いすバスケットボール
第一中学校	令和4年6月17日(金)	3年生(188人)	講話
大良小学校	令和4年6月17日(金)	全校(33人)	ユニカール
大志小学校	令和4年9月2日(金)	4年生(81人) 2・6年生(2人:車いす使用者)	車いすバスケットボール
唐津特別支援学校	令和4年10月3日(月)	寄宿舎生(23人)	卓球バレー フットソフトボール
	令和4年12月13日(火)	高校生(62人)	ボッチャ フライングディスク
竹木場小学校	令和4年10月4日(火)	全校(55人)	ユニカール
佐志中学校	令和4年10月7日(金)	1・2年生(78人)	講話
七山小・中学校	令和4年10月24日(月)	4・5年生(31人) 1・2年生(34人)	車いすバスケットボール
北波多小学校	令和4年11月11日(金)	5年生(36人)	ユニカール
小川小・中学校	令和4年11月28日(月)	全校(12人)	ボッチャ
高峰中学校	令和5年1月27日(金)	1・2年生(50人)	ユニカール

(5) その他

- ・唐津工業高等学校作製 SAGA2024 カウントダウンボードの感謝状贈呈式



(唐津市役所本庁1階エントランスホールに設置)

栃木国体視察報告について

1 視察先一覧

視察競技	視察期間	視察先
セーリング	9/28～10/5	千葉県千葉市（県外開催）
トライアスロン	9/30～10/3	那須塩原市
バスケットボール	9/30～10/5	宇都宮市
バドミントン	10/5～10/11	大田原市
ソフトテニス	10/6～10/10	那須塩原市
軟式野球	10/6～10/10	宇都宮市、日光市、小山市、矢板市、益子町

2 視察内容

I 総務企画

お成り（ソフトテニス）



服飾 I D



協賛（公用車、のぼり等）



啓発物品（ノベルティ）



プラカード



手作りのぼり旗



カウントダウンボード



おもてなし（地元産品ふるまい、イベント）



無料ドリンク



駅構内装飾、案内所



売店



Ⅱ 競技式典

開始式、開会式



表彰式



大会会場（セーリング）



大会会場（トライアスロン）



大会会場（バスケットボール）



大会会場（ソフトテニス）



大会会場（軟式野球）



大会会場（バドミントン）



施設整備



Ⅲ 宿泊衛生

弁当



検温所（コロナ感染対策）



救護所



Ⅳ 輸送交通

シャトルバス



交通看板



S A G A 2 0 2 4 唐津市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 7 8 回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4 国スポ」（以下「国スポ」という。）及び「S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会」（以下「リハーサル大会」という。）において、唐津市で開催される競技会の円滑な運営を図るため、競技役員等の識別用品について、必要な事項を定める。

2 識別用品の整備

識別用品は、S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が整備するものとする。ただし、次に定める場合で、実行委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 競技団体に識別用品を整備させる場合
- (2) 共催市町実行委員会において識別用品の整備を行う場合

3 識別用品の種別

(1) リハーサル大会

- ア I D カード（カードケースを含む。以下同じ。）
- イ 帽子
- ウ 上着
- エ その他リハーサル大会の運営上必要が生じた識別用品

(2) 国スポ

- ア I D カード
- イ 帽子
- ウ 上着
- エ その他国スポの運営上必要が生じた識別用品

4 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮するものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技会役員
- (3) 競技役員
- (4) 競技補助員
- (5) 競技会係員
- (6) 競技会補助員

- (7) 選手・監督
- (8) 視察員、報道員
- (9) 大会関係者
- (10) その他実行委員会が必要と認める者

5 識別用品の着用

配布対象者は、原則として、実行委員会が整備する識別用品を着用することとする。

6 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、実行委員会が指定するものとする。ただし、競技団体及び共催市町実行委員会が識別用品を整備する場合のデザインについては、この限りではない。

7 費用負担

競技団体又は共催市町実行委員会が識別用品を整備する場合において、その整備に要する費用を負担することができる。この場合の費用負担する金額は、次のとおりとする。

- (1) 競技団体が整備する場合は、実行委員会が同様の識別用品の整備に要する1人当たりの額を超えないものとする。ただし、共催市町実行委員会と整備内容及び費用負担について協議し、決定した場合は、この限りではない。
- (2) 前号ただし書きの規定により費用を負担する場合及び共催市町実行委員会が整備する識別用品の費用を負担する場合の額は、共催市町実行委員会との協定書等に基づく額とする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は別に定める。

SAGA2024唐津市保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）において、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について、必要な事項を定める。

2 契約

実行委員会は、直接又は社会福祉法人唐津市社会福祉協議会を通じて損害保険会社と保険契約を締結する。

3 補償内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、事故の種別に応じた補償内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任保険

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故の補償に係る保険をいう。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体又は所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円
対物	—	1億円	3億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等に従事する医師等の業務に起因して、第三者の生命又は身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1人	1事故	保険期間中
対人	1億円	1億円	3億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことによ

り、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3,000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託者賠償事故

実行委員会が借り受けた器具等を滅失、破損、汚損若しくは紛失し、又は盗取若しくは詐取されたことなどにより、貸主に法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価

オ 競技会補助員賠償責任事故

競技会補助員の活動中の偶然の事故に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	
対人・対物共通	5 億円	

(2) 傷害保険

被保険者が、国スポの開催準備業務若しくは運營業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶発の事故により、生命又は身体に生じた損失の補償に係る保険をいう。

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
大会役員	2,500 万円	5,000 円	3,000 円
競技会役員			
競技役員			
競技補助員			
医師	1 億円	30,000 円	10,000 円
看護師	3,000 万円	10,000 円	5,000 円

被保険者	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院	通院
競技会補助員	1,040 万円	6,500 円	4,000 円

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任保険

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害保険

- ア 被保険者の故意による事故
- イ 地震、噴火、津波による事故
- ウ 被保険者自身の疾病及び心神喪失による事故
- エ 被保険者の自殺行為及び犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 競技会係員は、事故が発生したときは、速やかに実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行わなければならない。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約の普通保険約款、特別約款及び特約条項の規定によるものとする。
- (2) SAGA2024競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第1号

事 故 報 告 書

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 殿

報告者 所属： 係
氏名：

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名	
	被害状況	
	被害物の写真	有 ・ 無 【撮影者氏名】
所有者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	

【傷害事故の場合】

処置記録兼診療依頼書発行番号		
負傷者	参加区分 (該当を○で囲む)	選手・監督・各役員・競技補助員・競技会補助員 一般観覧者・医師・看護師 その他 ()
	住 所	
	氏 名	(年齢： 歳、性別：男・女)
	電 話 番 号	
	親権者氏名	※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名 称	
	電 話 番 号	
	担 当 医 師	
傷害内容	傷 病 名	
	症状・程度など	

S A G A 2 0 2 4 唐津市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、第 7 8 回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4 国スポ」において、S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管理する競技会場、練習会場及び駐車場等で、遺失物及び拾得物の届出があった場合の取扱いについて、遺失物法（平成 1 8 年法律第 7 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- (1) 遺失物及び拾得物の届出先は、各競技会場の S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実施本部（以下「実施本部」という。）が運営する受付案内所とし、会場総務班受付案内係（以下「受付案内係」という。）が取扱い業務及び一時保管業務を行う。
- (2) 受付案内係は、その日の業務終了までに拾得物の落とし主が判明しない場合は、当該拾得物を各競技会場の会場総務班総務係（以下「総務係」という。）へ引き継ぐ。
- (3) 総務係は、引き継いだ拾得物を盗難、紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、貴重品については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- (4) 競技会終了後の遺失物及び拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- (1) 拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、拾得者に対して拾得物受理書（控え）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）及び拾得物閲覧簿（様式第 4 号）に記入し、拾得物閲覧簿を閲覧に供する。この場合において、拾得物に拾得物個票（様式第 5 号）を貼付し、受付案内係で一時保管する。
- (2) 遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 6 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物届出書（控え）（様式第 7 号）を交付するとともに、遺失物一覧簿（様式第 8 号）に記入のうえ、拾得物一覧簿と照合し、該当する物件がない場合は、所轄警察署へ届け出るよう説明する。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第 9 号）を作成し、署名を受ける。

- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合は、委任状（様式第 10 号）を受理した後に、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受ける。
- (3) 拾得者が報労金請求権等を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第 11 号又は様式第 12 号）を作成し、拾得者に通知する。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継がなければならない。ただし、総務係は、拾得の翌日から 7 日以内に所轄警察署に引き継ぐ必要があるため、この時期を失しないように留意する。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ遺失者が判明しない拾得物を、拾得の翌日から 7 日以内に、拾得物届出書（様式第 13 号）を添えて所轄警察署に引き継ぐ。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に、遺失の申し出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申し出があった旨を所轄警察署に伝える。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は別に定める。
- (2) SAGA2024 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾 得 物 受 理 書

受理番号		第 号										
受理日時		年 月 日 () 時 分										
拾得日時		年 月 日 () 時 分頃										
拾得場所												
拾得者	住 所	〒										
	氏 名	フリガナ	電 話	自 宅								
				日中連絡先								
物 件	現 金	総 額	金 額 内 訳									
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物 品	種 類	特 徴 等 (形 状 ・ 模 様 ・ 材 質 等)								点 数	
権 利 放 棄 の 意 思	上記の物件に対する											
	☐ 一切の権利を放棄します。											
	☐ 費用を請求する権利を放棄します。											
	☐ 報労金の請求権を放棄します。											
☐ 所有権を取得する権利を放棄します。												
☐ 権利を放棄しません。												
年 月 日												
SAGA2024国スポ・全障スポ												
唐津市実行委員会 会長 様												
拾得者氏名 (自署)												
氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意										
		☐ 有 ☐ 無										
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望										
		☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備 考		上記の物件を預かりました。										
		年 月 日										
		SAGA2024国スポ・全障スポ										
		唐津市実行委員会 会長 様										
		拾得物取扱担当者氏名 (自署)										
		※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効										

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

拾 得 物 受 理 書（控え）

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知をする場合があります。

受理番号		第 号										
受理日時		年 月 日（ ） 時 分										
拾得日時		年 月 日（ ） 時 分頃										
拾得場所												
拾得者	住 所	〒										
	氏 名	フリガナ				電 話	自宅					
							日中連絡先					
物件	現金	総 額		金 額 内 訳								
		円	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数	金種	数
			10,000円		5,000円		2,000円		1,000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）								点 数	
権利放棄の意思	上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金の請求権を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。 年 月 日 SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 殿 拾得者氏名 (自署)											
	氏名等告知の同意		遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することの同意 ☐ 有 ☐ 無									
拾得物返還通知書の希望		拾得物件を遺失者に返還した旨の通知を受けることの希望 ☐ 有 ☐ 無 ※一切の権利を放棄する場合以外に記入										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 棄権 ☐ 失権										
備 考				上記の物件を預かりました。 年 月 日 SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様 拾得物取扱担当者氏名 (自署) ※拾得物取扱担当者氏名がないものは無効								

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控え）は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）及び所轄警察署から通知があった場合、確認に必要ですから紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得者は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、翌日から7日以内に実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3箇月を経過しても遺失者がわからないときは、あなたが所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することはできません。
- 5 詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
あなたがこの物件を受け取ることができる期間は、実行委員会が所轄警察署へ届出した翌日から3箇月を経過した日から2箇月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。
- 6 所轄警察署は以下のとおりです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
唐津警察署	847-0861	唐津市二タ子3丁目1-5	0955-72-2101

拾 得 物 一 覧 簿

受理 番号	受理日時	拾得日時	拾得場所	物件（種類及び特徴等）			拾得物取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様 ・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物閲覧簿

受理番号	記載日	拾得日時	拾得場所	物件		備考
				現金	物品	
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				
	年 月 日	年 月 日 時 分頃				

様式第 5 号

拾 得 物 個 票			
受理番号	第 号		
受理日時	年 月 日 分		
拾得日時	年 月 日 分 頃		
拾 得 者			
物 件	現金		
	物品		
拾得物取扱担当者氏名			

様式第 5 号

拾 得 物 個 票			
受理番号	第 号		
受理日時	年 月 日 分		
拾得日時	年 月 日 分 頃		
拾 得 者			
物 件	現金		
	物品		
拾得物取扱担当者氏名			

遺失物届出書

届出番号		第 号			
届出日時		年 月 日 () 時 分			
遺失日時		年 月 日 () 時 分頃			
遺失場所					
遺失者	住 所	〒			
	氏 名	フリガナ	電 話	自宅	
				日中連絡先	
	現 金	(総 額) 円			
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）		点 数
備 考					
上記の旨について、誤りがないことに同意します。					
年 月 日					
SAGA2024国スポ・全障スポ					
唐津市実行委員会 会長 様					
遺失者氏名 (自署)					

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。（自署については必ず本人記入とする。）

※拾得物一覧簿（様式第 3 号）と照合し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

拾得物一覧簿（様式第 3 号）に該当する物件があった場合				
返還取扱担当者氏名		拾得物受理番号		第 号
処理	☐ 遺失者本人に連絡		年 月 日 時 分	
	☐ 遺失者に返還（郵送の場合は着払い）		年 月 日 時 分	
拾得者の氏名等告知の同意がある場合		☐ 拾得者の氏名等告知	年 月 日 時 分	
拾得者が権利を放棄しない場合	☐ 拾得者の権利説明		年 月 日 時 分	
	☐ 拾得者への返還通知書の送付		年 月 日 時 分	

遺失物届出書（控え）

届出番号		第 号			
届出日時		年 月 日（ ）		時 分	
遺失日時		年 月 日（ ）		時 分頃	
遺失場所					
遺失者	住 所	〒			
	氏 名	フリガナ	電 話	自 宅	
				日中連絡先	
物件	現 金	(総 額) 円			
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）		点 数
備 考					

上記の旨について、誤りがないことに同意します。

年 月 日

S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ
 唐津市実行委員会 会長

様

遺失者氏名

(自署)

遺失物一覧簿

届出 番号	届出日時	遺失日時	遺失場所	物件（種類及び特徴等）			受取取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・材質等		
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分頃						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

遺失物受領書

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現金	金 円	
	物品	種類	特徴等（形状・模様・材質等）
上記の物件を受領しました。 年 月 日 SAGA2024国スポ・全障スポ 唐津市実行委員会 会長 様 住所 〒 氏名 (自署) 電話			
返還時本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）		
返還取扱担当者氏名			

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。（自署については必ず本人記入とする。）

30

様式第10号

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

委任状

【代理人（受取りに来られる方）】

住 所 〒

氏 名

委任者との関係

わたしは上記を代理人と定め、遺失物の受取り及び拾得者への氏名・住所・電話番号の告知の同意に係る一切の権限を委任します。

【委任者（頼む方）】

住 所 〒

氏 名

_____ 印

電 話 番 号

様

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理
番号 ）は、 年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知い
たします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出又は保管 に要した費用がある場合、 その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された 後 1 箇月を経過したとき は、請求することができま せん。
☐	報 労 金	物件の価格の 5 ～ 2 0 % の 2 分 の 1 の範囲内に相当す る額の報労金を請求できま す。	
	所有権	所管警察署へ物件を提出 後、3 箇月を経過しても遺 失者が判明しない場合、そ の所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取 得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※遺失者に対し、速やかにあなたへ支払いをするよう説明してあります。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
所 在 地：〒847-0013
唐津市南城内 1-1（大手ロセンタービル 5 階）
電話番号：0 9 5 5 － 5 3 － 7 1 0 8

唐国ス実第 号
年 月 日

様

SAGA2024 国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長

拾 得 物 返 還 通 知 書

年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理
番号 ）は、年 月 日に遺失者へ返還しましたので通知い
たします。

なお、遺失物法の規定によるあなたの権利等については次のとおりです。

該当の有無	権 利	内 容	備 考
☐	費 用	物件の交付、提出又は保管 に要した費用がある場合、 その費用を請求できます。	※ 物件が遺失者に返還された 後 1 箇月を経過したとき は、請求することができま せん。
☐	報労金	物件の価格の 5 ～ 2 0 % の 2 分の 1 の範囲内に相当す る額の報労金を請求できま す。	
☐	所有権	所管警察署へ物件を提出 後、3 箇月を経過しても遺 失者が判明しない場合、そ の所有権を取得できます。	遺失者が判明したため、取 得できません。
☐	権利の放棄、喪失等により、いずれの権利もありません。		

※氏名等の告知に同意されていないため、遺失者に対して、あなたの氏名等を告知して
おりません。この通知を受けて、あなたが、あなたの氏名等を遺失者に告知すること
に同意できる場合は、下記までご連絡ください。

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
所 在 地：〒847-0013
唐津市南城内 1-1（大手ロセンタービル 5 階）
電話番号：0 9 5 5 － 5 3 － 7 1 0 8

唐津 警察署長 様

拾 得 物 届 出 書

住 所	唐津市
事務所名	S A G A 2 0 2 4 国スボ・全障スボ
代表者名	唐津市実行委員会 会長
担当者氏名	事務局
電話番号	0 9 5 5 - 5 3 - 7 1 0 8

下記の物件を拾得したので届け出ます。なお、S A G A 2 0 2 4 国スボ・全障スボ唐津市実行委員会は一切の権利を放棄します。

拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		拾得者の氏名・住所等	権利等	拾得及び交付日時・場所	備考						
	現金 (内訳)	物品										
	円 (内訳) 円 × 円 × 円 × 円 ×		氏名 : 住所 : 〒 電話 :	<table><tr><td>☐有権 ☐失権</td><td>☐棄権 ☐無権</td></tr><tr><td colspan="2">権利放棄 ☐一切 ☐報労金 ☐所有権 ☐費用請求権</td></tr><tr><td colspan="2">氏名等告知の同意 ☐有 ☐無</td></tr></table>	☐ 有権 ☐ 失権	☐ 棄権 ☐ 無権	権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権		氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無		拾得日時 : 年 月 日 時 分 拾得場所 : 交付日時 : 年 月 日 時 分 交付場所 :	
☐ 有権 ☐ 失権	☐ 棄権 ☐ 無権											
権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権												
氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無												
	円 (内訳) 円 × 円 × 円 ×		氏名 : 住所 : 〒 電話 :	<table><tr><td>☐有権 ☐失権</td><td>☐棄権 ☐無権</td></tr><tr><td colspan="2">権利放棄 ☐一切 ☐報労金 ☐所有権 ☐費用請求権</td></tr><tr><td colspan="2">氏名等告知の同意 ☐有 ☐無</td></tr></table>	☐ 有権 ☐ 失権	☐ 棄権 ☐ 無権	権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権		氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無		拾得日時 : 年 月 日 時 分 拾得場所 : 交付日時 : 年 月 日 時 分 交付場所 :	
☐ 有権 ☐ 失権	☐ 棄権 ☐ 無権											
権利放棄 ☐ 一切 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 費用請求権												
氏名等告知の同意 ☐ 有 ☐ 無												

SAGA2024唐津市歓迎装飾・おもてなし実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要駅及びその他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板及び横断幕等を設置する。なお、設置にあたっては、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等と協議の上、それぞれ適切な期間とする。

(2) おもてなし

ア 関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するほか、競技会係員やボランティア等に対して必要な研修を行う。

イ 国スポ終了後の唐津市への誘客を図るため、競技会場等において唐津市の魅力を感じていただける取組を実施するとともに、観光ガイドブック等の配布等を行う。

3 その他

(1) この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及びおもてなしの実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) SAGA2024競技別リハーサル大会における歓迎装飾及びおもてなしについても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024唐津市案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置並びに運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要駅等に関係機関等と協議のうえ設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議のうえ定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、原則として開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。
- ウ 案内資料等の配布に関すること。
- エ その他各種案内に関すること

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の受付案内及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光・物産等の案内に関すること。

エ 迷子、遺失物及び拾得物の受付に関すること。

オ その他各種案内に関すること。

(3) 休憩所

ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関すること。

イ その他、休憩所運営に関すること。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は別に定める。

(2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 唐津市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第 7 8 回国民スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4 国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るとともに、唐津市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

原則として開会行事又は競技開始 1 時間前から競技終了又は閉会行事終了後 3 0 分までとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、1 店舗あたり約 2 0 m²とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し必要に応じて出店数、位置及び規模を変更することができる。

6 運営設備等

出店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会に許可を受けて火気を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント（2 間×3 間）1 張（四方幕を含む。）
- (2) 長机 6 台以内
- (3) 椅子 4 脚以内

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

公益財団法人日本スポーツ協会又はSAGA2024実行委員会の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者条件

売店の出店者は、次の各号のうち該当するすべての条件を満たすものとする。

(1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

ア 第73回国民体育大会以降の国民体育大会又は競技別リハーサル大会に出店実績があるもの

イ 競技団体等の推薦があり、実行委員会が必要と認めたもの

ウ その他実行委員会が認めたもの

(2) 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

(3) 法令等により許認可等を要する営業については、当該許認可等を受けていること。

(4) 法令等の違反により、申請時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

(5) 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。

(6) 納税義務が履行されていること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの

利益となる活動を行うものでないこと。

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し（保健所の許可等が必要な商品の場合）
- (5) 市税の納税証明書（写し可、発行から3ヶ月以内のもの）
- (6) 売店責任者及び従事者の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を負担するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するものは、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出し、承認を受けなければならない。実行委員会は、承認したのに対し、売店出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行するものとする。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの

- (4) 出店を許可されたものは、実行委員会が指定する期日までに、実行委員会が指定する口座に出店料を納付すること。なお、振込に係る手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納付された出店料は返還しない。ただし、実行委員会が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

11 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、第9項の規定により出店申請を行ったものについて、この要項に基づき審査を行うとともに、売店の設置目的、大会参加者等のニーズ及び郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めたものに対して売店出店許可決定通知書（様式第7号）をもって通知する。

ただし、出店申請者数が各競技会場の予定出店数を超えたときは、当該競技に係る取扱品目の申請者を優先し、これによりがたいときは抽選を行う。

また、実行委員会は出店の許可決定通知をしたものに対し、出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式第 8 号）を交付する。

12 保健所及び消防署への手続き

(1) 保健所

臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所に許可申請を行い、営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(2) 消防署

唐津市火災予防条例（平成 17 年唐津市条例第 339 号）第 45 条第 1 項第 6 号の規定に基づく「露店等の開設届出書」の提出については、出店者として選定したもののうち、火気器具等を使用する旨の申告があったものについて、実行委員会が取りまとめて行うものとする。

13 売店責任者

(1) 出店者は、出店した売店の従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中は常駐させるものとする。

(2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。

(3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。

(4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管及び販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

14 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

(4) 指定された場所以外で飲食物の調理及び加工等を行うこと。

(5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。

(6) 許可された品目以外のものを販売すること。

(7) 拡声器や音響機器類を使用すること。

- (8) その他国スポの運営に支障をきたすおそれのある行為をすること。

15 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切丁寧な対応を心がけること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) ブース及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (4) 販売品等には、関係法令等の定めるところにより適切な表示を行うこと。
- (5) 販売品等の搬入に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、原則として搬入出車両は1出店者につき1台とする。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 実行委員会が交付するIDカードを着用すること。
- (8) 調理等に必要な電気、ガス及び水については、各自で準備すること。
- (9) 実行委員会に申告して火気器具等又は燃料等危険物を使用する売店にあっては、売店内に必ず消火器を設置すること。
- (10) 飲食物を販売する場合は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (12) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

16 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

17 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うものとする。

18 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) この要項及び関係法令に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けたものが、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の管理運営において不相当と認めたとき。

19 損害賠償

出店者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

20 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに販売品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができる。

21 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

22 個人情報の取扱い

売店従事者等の個人情報については、実行委員会が売店設置運営のためのみに使用するものとし、その他の目的には使用しない。

23 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) S A G A 2 0 2 4 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

年 月 日

SAGA2024 国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

電話番号 _____

売店出店申請書

SAGA2024 国スポにおいて、SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、SAGA2024 唐津市売店設置運営要項第 9 項の規定に基づき申請します。

1 出店希望会場 _____ (競技名 : _____)

2 出店希望形態 テント (_____ 張) ・ その他 (_____)

3 添付書類

- (1) 売店概要書 (様式第 2 号)
- (2) 売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)
- (4) 売店責任者及び従事者の本人確認書類 (免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し)
- (5) 営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写し (保健所の許可等が必要な商品の場合)
- (6) 市税の納税証明書 (写し可、発行から 3 ヶ月以内のもの)

4 その他

当該売店出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出してください。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(6)は 1 通のみで構いません。

様式第2号

売店概要書

ふりがな 商号又は名称			
ふりがな 代表者氏名			
代表者生年月日	年	月	日
所在地	〒		
連絡先	【電話】	【FAX】	
出店担当者	【氏名】	【電話】	
業種			
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください)	スポーツ用品 ・ 国スポ記念グッズ ・ 郷土物産品 飲食物 ・ 宅配便 ・ その他 ()		
国体等出店実績			
営業開始年月日	年	月	日 従業員数 人
営業に関して取得した 許可等の種類	種 類	番 号	取得年月日
			年 月 日
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無
火気器具等の使用の有無		有 ・ 無	

販売品目価格等一覧

No.	商 品 名	予定数量	販売価格	備考 (承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

様式第 3 号

売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

※会場ごとに記入してください。

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者には、ふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備 考
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2 tトラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を備考欄に記入してください。

3 持込備品一覧表

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は必ず記入してください。

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

誓約書兼承諾書

SAGA2024国スポへの売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、SAGA2024唐津市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行うものではありません。
- 3 販売品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間に処分を受けていません。
また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒等における行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

年 月 日

SAGA2024国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

売店出店料免除申請書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、SAGA2024唐津市売店設置運営要項第10項第3号の規定に基づき免除申請します。

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入)

☐	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
☐	国又は地方公共団体
☐	その他 (_____)

(連絡担当者)

担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
FAX	
E-mail	

唐国ス実第 号
年 月 日

様

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店料免除決定通知書

SAGA2024 国スポにおいて、SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店料について、次のとおり出店料を免除します。

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 免除理由

唐国ス実第 号
年 月 日

様

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店許可決定通知書

SAGA2024国スポにおいて、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、次の内容で決定しました。

つきましては、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が指定する銀行口座へ 年 月 日までに出店料を納付してください。

また、SAGA2024唐津市売店設置運営要項第8項第3号に基づき、許可証を必要とする出店者については、 年 月 日までに営業許可証又は受理印が押された営業許可申請書の写しを提出してください。

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店希望形態 _____ テント (_____ 張) ・ その他 (_____)
- 3 出店ブース数 _____ ブース
- 4 出店料 _____ 円
- 5 指定振込口座

【問い合わせ先】

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
担 当 :
電話番号 :
F A X :

様

S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
会長

売店出店許可証

S A G A 2 0 2 4 国スポにおいて、S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、次のとおり許可します。

許可番号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
販売許可品目	
駐車許可台数	台
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、S A G A 2 0 2 4 唐津市売店設置運営要項及び関係法令等を遵守すること。

< 参考資料 >

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会において、唐津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を委員とし、委員をもって組織する。

- (1) 関係競技団体、その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 唐津市議会を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

2 会長及び委員は無報酬とする。

(役員の数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、唐津市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会において選任する。

4 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の業務執行及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはでき

ない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第 11 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。

（3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第 6 項の規定により審議し、決定した事項及び次条第 2 項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第 12 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、同項中「委員及び役員」とあるのは「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 その他事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度の会計年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 18 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、唐津市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会
常任委員会への委任事項

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則第 10 条第 3 項第 5 号に基づく総会から常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則（令和2年7月30日施行）第12条第3項の規定に基づき、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会長が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した専門委員及び書面により議決権を行使した専門委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

付 則

この規程は、令和３年７月１９日から施行する。

別表（第２条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 式典に関すること 3 施設整備に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医事・衛生に関すること 3 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること 2 消防防災・警備に関すること 3 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会総務企画専門委員会名簿

(順不同・敬称略)

委員長 1 名

令和 5 年 2 月 1 5 日現在

選出区分	所属団体	役職	氏 名
産業・経済関係	唐津商工会議所	事務局長	井手 康則

副委員長 1 名

選出区分	所属団体	役職	氏 名
スポーツ関係	(公財) 唐津市スポーツ協会	事務局	有須田範弘

委員 1 8 名

選出区分	所属団体	役職	氏 名
教育・学校関係	唐津地区校長会	会長	高木 俊実
教育・学校関係	唐松地区校長会	会長	江島 博文
教育・学校関係	佐賀県私立中学高等学校長会	唐津地区代表	島本 幸三
産業・経済関係	(一社) 唐津観光協会	情報戦略課係長	高島 英治
産業・経済関係	唐津東商工会	事務局長	宮原 康彦
産業・経済関係	唐津上場商工会	事務局長	山口 健
医療・福祉関係	(福) 唐津市社会福祉協議会	事務局長	横山 敬司
産業・経済関係	(一社) 唐津青年会議所	理事長	古舘 剛
社会・文化・環境	唐津地区行政連絡員会	会長	安岡 一徳
社会・文化・環境	相知地区行政連絡員会	会長	小野 史朗
社会・文化・環境	鎮西地区行政連絡員	代表	坂口 充裕
社会・文化・環境	唐津市公民館連合会	会長	加勢田義輝
市関係	唐津市政策部市政戦略課	課長	森 耕平
市関係	唐津市政策部広聴広報課	課長	石崎有希子
市関係	唐津市地域交流部観光文化課	課長	中山 尚人
市関係	唐津市経済部商工振興課	課長	八島 大三
市関係	唐津市経済部からっブランド・ふるさと寄附推進課	課長	安岡 敏朗
市関係	唐津市教育委員会学校教育課	課長	栗本 洋二

委員長 1 名、副委員長 1 名、委員 1 8 名

合計 2 0 名

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 総務企画関係

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、SAGA2024を一過性のものとせず、将来の「市民力・地域力によるまちづくり」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

SAGA2024に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、次の項目について検討し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の持つ歴史・伝統・文化・自然・食など「海と緑にかこまれたここちよい唐津」の魅力を全国に向けて発信する。

ア 愛称、スローガン等の活用による広報

イ 印刷物等による広報

ウ 多様なメディアによる広報

エ イベント等による広報

オ 工作物等による広報

カ 大会報告書等による広報

(4) 市民運動

市民一人ひとりが積極的に参加し大会を盛り上げていくために、次の項目について検討し、市民の一体感をもった活動により、本市のまちづくりの基本理念の一つである「市民力」の向上につなげる。

ア 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

イ 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

ウ スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会

エ 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

オ 環境に配慮したクリーンで快適な大会

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、次の項目について検討し、心のこもったおもてなしを提供する。

ア 歓迎装飾の実施

イ 案内所の設置等

ウ 休憩所の設置

エ 売店等の設置

オ おもてなしの提供

2 競技式典関係

(1) 競技運営

県等と連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、用具等については、現有のものを活用するなど効率的に整備するため、次の項目について検討し、大会運営に万全を期する。

ア 競技会の運営

イ 競技役員等の編成

ウ 競技用具の整備

エ 競技記録

オ リハーサル大会

(2) 式典

県等と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、次の項目について検討し、本市の特色を生かした式典とする。

ア 開始式

イ 表彰式

ウ 式典音楽

エ 炬火イベント

(3) 施設整備

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、次の項目について検討し、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の市民の施設利用にも配慮した整備に努める。

ア 競技施設の整備

- イ 練習会場の整備
- ウ 臨時仮設物の整備

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

選手・監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設や県等と連携し、安全で快適な宿舎の確保を図るとともに、次の項目について検討し、受け入れ体制に万全を期する。

- ア 宿舎
- イ 配宿
- ウ 宿泊料金
- エ 食事

(2) 医事・衛生

大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と連携し、医事・衛生体制の確立を図るとともに、次の項目について検討し、SAGA2024に関わる全ての方々の健康管理に努める。

- ア 医療救護
- イ 防疫
- ウ 食品衛生
- エ 環境衛生

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者や県等との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、次の項目について検討し、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

- ア 輸送対策
- イ 交通対策
- ウ 駐車場対策
- エ 環境への配慮

(2) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と連携しながら、

次の項目について検討し、消防防災・警備体制の確立を図る。

ア 消防防災対策

イ 警備対策

ウ 大規模災害・突発重大事案対策

エ 関係機関等との連絡調整

SAGA2024（令和6年度）第78回国民スポーツ大会 競技会会期【市町別】

【正式競技（本会期）】 ※全種別（成年男子、成年女子、少年男子、少年女子）

会場地	競技名	種別	競技会場	競技 日数	競技日程										
					10月										
					1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
唐津市	バスケットボール	成年男子・成年女子	唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館	3						●	●	●			
		成年男子・成年女子	佐賀県立唐津工業高等学校体育館	3						●	●	●			
		成年男子・少年男子	唐津市文化体育館	5						●	●	●	●	●	
		成年女子・少年女子	唐津市鎮西スポーツセンター体育館	5						●	●	●	●	●	
		軟式野球	SHOWAハンバーガースタジアム唐津（唐津市野球場）	4							●	●	●	●	
	バドミントン	全種別	唐津市文化体育館	4	●	●	●	●							
	トライアスロン	成年男子・成年女子	唐津市内特設コース	1		●									

【正式競技（会期前2回目実施競技）】

会場地	競技名	種別	競技会場	競技 日数	競技日程										
					9月										
					21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1
唐津市	セーリング	全種別	佐賀県ヨットハーバー	4								●	●	●	●
		全種別	松浦河畔公園庭球場	4	●	●	●	●							
	ソフトテニス	全種別	佐賀県立唐津東高等学校・唐津東中学校テニスコート	4	●	●	●	●							
		全種別		4											

【公開競技】

会場地	競技名	種別	競技会場	競技 日数	競技日程
唐津市	綱引	—	唐津市文化体育館	2	8月24日（土）～8月25日（日）

SAGA2024唐津市協賛取扱要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024国スポ・全障スポ」及びSAGA2024競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、協賛とは、企業、団体、個人等からの協賛をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の方法は、提供又は貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (4) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

6 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合には、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、実行委員会の承認を得て行うものとする。

7 協賛者への謝意

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ対応する。
- (2) 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (2) 実行委員会ホームページ等に協賛者名等を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は別に定める。

別表第 1

協賛者	総額（相当額）	感謝状等	対応方法	贈呈者
企業 団体	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50万円未満 10万円以上			事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—
個人	5万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	5万円未満	礼状	郵送	—

別表第 2

協賛者	総額（相当額）	ホームページ	報告書等	協賛物品
企業 団体	10万円以上	協賛者バナー 貼付、写真 及び記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品 全てに協賛者 名掲載
	10万円未満	協賛者名掲載		
個人	5万円以上	写真及び記事掲載		
	5万円未満	協賛者名掲載		

様式第 1 号

協 賛 申 込 書

年 月 日

S A G A 2 0 2 4 国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長 様

申込者 所 在 地
名 称
代表者名

唐津市で開催される第 7 8 回国民スポーツ大会・第 2 3 回全国障害者スポーツ大会「S A G A 2 0 2 4」及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、次のとおり協賛します。

協 賛 物 品 等	品 目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額（相当額）	
協 賛 方 法	☐ 提供 ☐ 貸与	
引渡予定年月日		
そ の 他		

〔個人協賛者は、下記にチェックをお願いします〕

○「S A G A 2 0 2 4 唐津市協賛取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」に同意します。

☐ 同意する

○氏名の公表に同意します。

☐ 同意する

☐ 同意しない

担当者 所 属
氏 名
電話番号
メール

様式第 2 号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

SAGA2024 国スポ・全障スポ
唐津市実行委員会 会長

唐津市で開催される第 78 回国民スポーツ大会・第 23 回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を下記のとおり受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品 目	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額（相当額）	
協 賛 方 法	☐ 提供 ☐ 貸与	
受 領 年 月 日		
そ の 他		

個人協賛にあたっての確認書

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）への個人協賛にあたっては、SAGA2024唐津市協賛取扱要項（以下「取扱要項」という。）及び当該確認書の内容を予めご確認いただき、協賛申込書の同意欄にチェックしたうえで申込みをお願いいたします。

1 個人情報の取扱い

- （１）「取扱要項」及び「個人協賛にあたっての確認書」への同意が必要となります。
- （２）氏名の公表に同意した場合、協賛物品並びに実行委員会ホームページ等に個人の名前を掲載することができます。なお、個人協賛における氏名公表についての詳細事項は、実行委員会と協議のうえ決定していくことになります。
- （３）実行委員会は、協賛申込書において知り得た協賛者の氏名、住所その他の個人情報を協賛の受け入れ、取扱い、各種連絡等において利用する場合があります。

2 反社会的勢力の排除

個人協賛者は、次の各号に掲げる事項を確約するとともに、それに違反した場合、いかなる理由でもその責任を負い、協賛の取消し・無効・損害賠償等のいかなる措置にも異議申し立てをしないものとします。

- （１）個人協賛者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる団体等を構成する者ではなく、反社会的勢力との間に特段の関係もないこと。
- （２）反社会的勢力に自己の名義を利用して、協賛を行うものでないこと。

SAGA2024唐津市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024国スポ・全障スポ」及びSAGA2024競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営及び広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本市で開催する競技会の運営及び大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区 分	主な活動内容
会場受付	競技会場での受付、資料配付
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休 憩 所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配付	弁当の配付、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導 駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
広報活動	イベント等における大会等のPR活動
そ の 他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間及び募集人員

募集期間及び募集人員は次のとおりとする。ただし、実行委員会が必要に応じて適宜変更ができるものとする。

- (1) 募集期間 令和4年度から募集人数に達するまでとする。
- (2) 募集人数 合計500人程度

5 応募要件

活動時点で中学生以上の方で、以下の各号のいずれかに該当すること。ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本市に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックスにより申込むか、実行委員会ホームページの応募フォームにより申込む。
ただし、保護者の同意が必要となる場合は、保護者の押印が必要となるため、持参もしくは郵送に限る。

7 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。
 - ア 本人又は団体から申し出があった場合
 - イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
 - ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。
ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する知識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は原則として自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動及び研修等に当たっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等に当たっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。

それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、唐津市個人情報保護条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に佐賀県のSAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。